



バリアフリーニュース

公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催

～香川県高松市（オンライン）～

【開催日時】 令和3年11月26日（金） 14:00～16:30

【開催場所】 高松市サポート合同庁舎南館4階四国運輸局会議室（オンライン開催）

【出席者】 出席者総数：51名
（事業者：24名、報道機関：3名、その他関係者：24名）

【概要】

公共交通事故被害者等支援フォーラム

(1) 「公共交通事故被害者等支援の現状」 国土交通省四国運輸局

バリアフリー推進課長補佐 廣瀬 繭子

(2) 「交通事業者が事故を起こしたとき」

上智大学グリーンケア研究所名誉所長 高木 慶子 氏

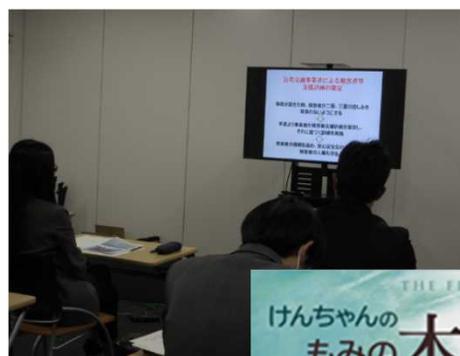
(3) 「安全の鐘を鳴らし続けて」

日航ジャンボ機御巣鷹山墜落事故被災者家族の会（8.12連絡会）

事務局長 美谷島 邦子 氏



高木慶子 氏 講演



美谷島邦子 氏 講演

バリアフリー教室・バスの乗り方教室を開催

徳島市立八万南小学校

(令和3年10月25日)

令和3年10月25日(月)、四国運輸局は、徳島市立八万南小学校において「バリアフリー教室」を開催し、4年生106名が参加しました。

今年度はコロナ感染症対策として、非接触の考えから、従来の体験型の教室ではなく、日本財団パラリンピックサポーターセンターが行うオンライン版「あすチャレ! ジュニアアカデミー」のプログラムを活用させていただきました。

東京2020パラリンピックに出場されたパラ馬術の稲葉さんを講師としてお招きし、どのような障がいがあるのか、また、パラリンピアンがどんな工夫をして競技に臨んでいるかを動画や講義で学びました。

参加した小学生のみなさんからは、「障がい者、健常者関係なく困っていたら助けてほしい」、「生活していくなかでいろいろな工夫をしていきたい」、「自分から相手のことを知るようにしたい」といった声が聞かれました。



オンライン授業の様子



どんな障がいがあるかな?



どんな工夫をしているかな?



あすへのチャレンジを宣言しよう!

徳島市立上八万小学校

(令和3年10月27日)

令和3年10月27日(水)、四国運輸局と徳島運輸支局は、徳島市立上八万小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催しました。

教室には、3年生52名が参加。バスの乗り方教室では、徳島市交通局のノンステップバスを校内に乗り入れ、行き先の確認方法や料金表の見方など基本的なバスの乗り方について学習しました。

また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学習するとともに、バスに乗降する車椅子利用者の介助方法やバス内部における固定場所を見学しました。

バリアフリー教室では、徳島市社会福祉協議会、社会福祉法人青香福祉会、徳島県立障がい者交流プラザ・視聴覚障がい者支援センターの講師の指導のもと、車椅子利用者疑似・介助体験と視覚障がい者疑似・介助体験を行いました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さを体験し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話聞き実際に疑似・介助体験することにより、相手の立場を理解し、声かけやお手伝いすることの大切さを学びました。



車椅子のまま乗車できます

～車椅子バス乗降介助実演～



少しのバリアも大変

～車椅子利用者の疑似・介助体験～



登りになっているよ！

～視覚障がい者の疑似・介助体験～



ノンステップバスは…

～バスの乗り方教室～

藍住町立藍住西小学校

（令和 3 年 11 月 2 日）

令和 3 年 11 月 2 日（火）、四国運輸局と徳島運輸支局は、藍住町立藍住西小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催しました。

教室には、4 年生 89 名が参加、バスの乗り方教室では、徳島バス株式会社の協力を得て、ノンステップバスを校内に乗り入れ、整理券の取り方や料金表の見方など基本的なバスの乗り方について学習しました。

また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学び、車椅子利用者のバス乗降介助の実演や風船を使ってバスの内輪差についても学習しました。

バリアフリー教室では、障がい当事者の方や藍住町社会福祉協議会職員及び社会福祉法人凌雲福祉会職員の指導のもと、車椅子利用者疑似・介助と視覚障がい者疑似・介助の二つの体験を行いました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さを体験し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話をしっかり聞き、実際に疑似・介助体験することにより、相手の立場を理解し協力することの大切さを学びました。



風船が！！

～バスの内輪差実演～



車椅子のまま乗車できます

～車椅子利用時のバス乗降介助実演～



少しのバリアも大変

～車椅子利用者の疑似・介助体験～



下りの階段、気をつけて

～視覚障がい者の疑似・介助体験～

バリアフリー教室を開催しました

～事業者の取り組み紹介～

高松琴平電気鉄道株式会社

令和3年11月8日（水）、高松琴平電気鉄道株式会社では、さらなる接客・接遇サービスの向上を図るため、「バリアフリー教室」を開催し、乗務員10名が参加しました。

まずはじめに、四国運輸局より障害者差別解消法の概要を説明するとともに、実際の対応事例を紹介しました。次に視覚障がい当事者の方に電車を利用する際の体験談や当事者として望むことなどをお話ししていただきました。最後に香川県視覚障害者福祉センターの講師を招き、琴電瓦町駅を利用して、視覚障がい者疑似体験及び介助体験を行いました。疑似体験では、見えにくくなるゴーグルを着用して駅構内を歩き、料金表や時刻表、点字ブロックがどのように見えるか、また、構内を歩くことによりどこが危険であるかを体験しました。介助体験では、車両に乗降する際の声掛けから誘導の方法を体験しました。

参加した乗務員からは、「障がいをお持ちの方より、具体的な話を伺え、非常に参考になりました。」「専門的な教習を受講でき非常に有意義だった。」「今後、積極的に声かけをしていこうと思った。」といった感想がありました。

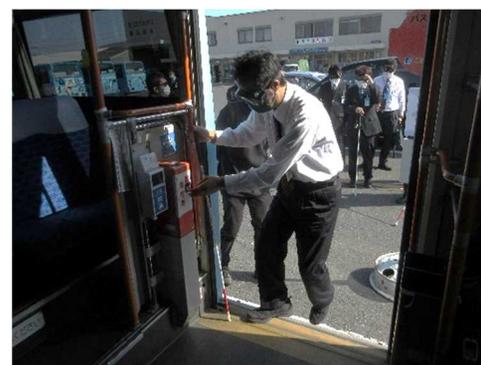


ことでんバス株式会社

令和3年11月17日（水）、ことでんバス株式会社では、さらなる接客・接遇サービスの向上を図るため、「バリアフリー教室」を開催し、乗務員10名が参加しました。

はじめに、四国運輸局より障害者差別解消法の概要の説明とともに、実際の対応事例を紹介しました。次に視覚障がい当事者の方から、自身が受けた体験の中で良かった対応、改善して欲しい対応についてお話ししていただきました。最後に香川県視覚障害者福祉センターと香川県立盲学校から講師を招き、バスを使用した視覚障がい者疑似体験及び乗降介助体験を行いました。疑似体験では、見えにくくなるゴーグルを着用してバス停やバスの行き先がどのように見えるかを確認し、単独で乗降をしました。介助体験では、車両に乗降する際の声掛けや誘導を行いました。

参加した乗務員からは、「どこ行きのバスか等、情報提供の重要性を再認識した。」「お客様が安心して利用できる環境を作っていくことが重要である。」「今後は、バス以外でも手助けを必要としている人が居たなら、今まで以上に声かけを行っていき出来る限りのサポートをしていきたいと思っています。」といった感想がありました。



【過去 3 年間の開催実績】

実施年度	実施日	開催場所	参加者数	対象
令和 2 年度	令和 2 年 11 月 11 日	J R 高松駅	12 名	四国運輸局職員
	令和 2 年 11 月 18 日	高松琴平電気鉄道株式会社	10 名	乗務員
	令和 2 年 12 月 11 日	ことでんバス株式会社	20 名	乗務員
令和元年度	令和 1 年 6 月 17 日	J R 高松駅	14 名	四国運輸局職員
	令和 1 年 6 月 19 日	高松市立仏生山小学校	90 名	小学生 (5 年生)
	令和 1 年 6 月 26 日	高松市立亀阜小学校	99 名	小学生 (5 年生)
	令和 1 年 9 月 4 日	高松市立花園小学校	40 名	小学生 (3 年生)
	令和 1 年 10 月 7 日	徳島市交通局	20 名	徳島県バス協会乗務員
	令和 1 年 10 月 9 日	徳島市交通局	17 名	徳島県バス協会乗務員
	令和 1 年 10 月 11 日	徳島市交通局	17 名	徳島県バス協会乗務員
	令和 1 年 10 月 23 日	徳島市立上八万小学校	47 名	小学生 (4 年生)
	令和 1 年 11 月 5 日	徳島市立八万南小学校	89 名	小学生 (4 年生)
	令和 1 年 11 月 8 日	藍住町立藍住西小学校	72 名	小学生 (4 年生)
	令和 1 年 11 月 11 日	徳島市立佐古小学校	74 名	小学生 (4 年生)
	令和 2 年 2 月 7 日	宇和島自動車	15 名	愛媛県バス協会南予地区乗務員
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 6 日	高松市立香西小学校	88 名	小学生 (4 年生)
	平成 30 年 10 月 10 日	高松市立花園小学校	44 名	小学生 (3 年生)
	平成 30 年 11 月 13 日	徳島市立上八万小学校	50 名	小学生 (4 年生)
	平成 30 年 11 月 16 日	藍住町立藍住西小学校	89 名	小学生 (4 年生)
	平成 30 年 11 月 23 日	田野町産業まつり	200 名	イベント来場者
	平成 30 年 12 月 6 日	高知空港	13 名	高知空港内従業員等
	平成 31 年 1 月 31 日	宇和島自動車	21 名	愛媛県バス協会南予地区乗務員
	平成 30 年 3 月 8 日	瀬戸内運輸	12 名	愛媛県バス協会東予地区乗務員
	平成 30 年 3 月 13 日	J R 四国バス松山	35 名	愛媛県バス協会中予地区乗務員

◇申し込み方法◇

バリアフリー教室開催をご希望の方は、お電話又はメールにて、バリアフリー推進課までご連絡ください。ご連絡の際は、以下の内容をお伝え願います。

- ①学校名
- ②窓口となる先生の氏名
- ③連絡先電話番号
- ④対象学年
- ⑤クラス数、人数
- ⑥開催希望日 (第 1 ~ 3 希望)
- ⑦開催時間帯 (午前か午後か)

【問い合わせ先】

TEL : 087-802-6727

MAIL : skt-syougyouka3012@mlit.go.jp

担 当 : 廣瀬、横山

すぽっとライト

四国運輸局では、公共交通・観光業者や利用者の方へのインタビューを行い、貴重な意見や提言をいただいております。

どなたもどうぞ！～普段の自分でいられる美術館を目指して～

(No.54 1月発行)

今回は、年齢や障がいの有無に関係なく楽しめるユニバーサルミュージアムを目指して取組みを続けている徳島県立近代美術館上席学芸員の竹内利夫さんにお話をお伺いしました。



徳島近代美術館のユニバーサルミュージアムとしての取組みが10年を迎えられたとお聞きしています。取組みを始められたきっかけを教えてください。

それまでは研究者の学芸員ばかりだった美術館に、特別支援学校に勤務経験のあった美術教員の亀井さんが赴任して来られたんです。支援が必要な子供たちにとって美術館というところは、解説パネルが読みづらいとか、大きな声を出したら怒られるかもしれないとか、気軽には訪れることのできないイメージがある、それを改善していけたらと提案がありました。学校教育との連携は2002年から始めていましたが、その輪を支援が必要な子供たちにまで広げていきたいという思いでした。まずは展示解説に手話通訳をつけるということから始めて。

2013年のことです。相手にちゃんと伝わっているか、ゆっくりと確かめながら進めていきました。そして2014年からは、視覚障がい者の方、高齢の方、親子連れ、保育所の子供たち、様々な人達から意見を聞いて、出されたアイデアを実験的にやってみたんです。



徳島県立近代美術館

上席学芸員の竹内利夫さん



手話通訳での解説、視覚障がいの方も楽しめる鑑賞会について、それぞれの内容を詳しく教えてください。参加者の反応はいかがでしたか？

聴覚障がいがあって日頃手話でコミュニケーションをとっている方の場合、美術館でも普段の手話で話したいのが本音だと思うんです。学芸員の話だけでなく、手話で感想を言い合ったり質問したりすることが大切だと思うので、発言の時間を設けています。ここ2年くらいは、手話だけでなくボディランゲージを使って、手話が分からない人も参加できる催しを企画しています。中途失聴や高齢による難聴の方、聞こえる人にも輪を広げたいです。

視覚障がい者の方に向けてということでは、アートイベントサポーターさんと一緒に、手作りの触図の作成に取り組みました。ボンドで輪郭を作ったり、色々な材料を用いて質感を表現したり。



すっきりと見やすい館内サイン

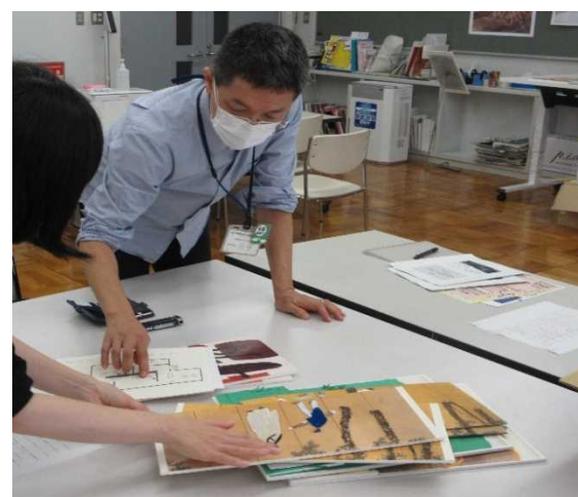
作品を完全に理解するものとして作っているわけではなく、触図が間にあって対話を深めるきっかけになればと考えています。触れて楽しんで、少しでもわかりやすいなと感じてくれたら。何も無い状態で作品を言葉だけで説明するのは大変です。触図は我流でしてね。サポーターとして参加してくれている当事者の方に教えてもらいながら試行錯誤。当館を代表するパウル・クレーの抽象画にもチャレンジしましたよ。分かりやすい絵ばかりではなく、今流行っている絵や難しそうなお絵など、みんなで同じものを見られたらと思うのです。話がはずみそうなものがあれば工夫して作成していけたらと思っています。

参加者からは、積極的に鑑賞を楽しめた、自分の普段の言語で参加できたのが嬉しかったという声をいただいています。繰り返し来てくれる方もいます。



先ほどお話に出てきた、イベントなどの際に活躍されているアートイベントサポーターの活動についてお聞かせ下さい。

高齢の方、学生の方、障がいのある方、様々な人々が一緒に活動しています。サポーター登録後、やれることをやれる日に緩やかな感じでね。こちらが決めるのではなく主体性を大切に。美術館が提案してその通りにしてもらう方が効率はいいのでしょうか、亀井さんはそうはしない。どんな絵に興味を持ちそうか、それぞれ意見を出し合って皆で話し合うプロセスを欠かさないようにしています。そうすることでやりがいや信頼関係も生まれます。サポーターさんの中には、視覚障がいの方、聴覚障がいの方もいて、気楽に意見を言ってもらえる環境があることは強みですね。みんなで作り上げている実感がある。教え合って共有することが自然とできている。



アートイベントサポーターさんが作成した触図

サポーターさんが進行役を務める鑑賞会も開催しました。サポーターさんの案内は学芸員の解説とは全然トーンが違うんです、魅力的ですよ。みんなが普段の自分でいられる環境こそユニバーサルですよ。



「アートの日」の取組や子供たちを対象にした鑑賞会についてお聞かせ下さい。

「アートの日」は、近隣の保育所と連携して鑑賞や造形活動をするプログラムです。こちらも10年目を迎えました。亀井さんを中心に保育士さんのネットワークで広まり、勉強会も開かれています。参加した保育所の子供達が家庭で話題にして、休日家族みんなで来てくれたりもするんですよ。

「子ども鑑賞クラブ」の方はもう20年くらいになりますか。学校連携をはじめた頃からあります。今は

感染拡大防止のため申込制にして15人を超えないように気を付けています。学校が休みの土曜に45分間くらい本気で絵画を見えています。

幼児や小学校低学年に美術館はまだ早いという意見の方は多いです。でも、個人的にはそれは違うと思う。子どもたちと一緒に鑑賞するのは大人にとっても非常に楽しい。子どもに解説が通じなかったらそれはこちらの負けですよ。わかる言葉で発信していくことが大事。大人が見落とすことも子どもはしっかり見えています。子どもたちは自分たちが活躍していいとなったら、どんな絵でも自分を発揮して楽しく鑑賞していきますよね。今の子どもたちには、英語学習やタブレットの練習など色々とすべきことがあると思いますが、実物を見る体験は大切だと感じます。

「アートの日」に参加経験のある退職された保育士さんが、遠足見守り隊サポーターとして来てくれたりもするんですよ。発達障がいなど支援が必要なお子さんに、引率者とは別の立場で寄り添ってくれる。疲れたら少しその場を離れて、一緒に休憩してみんなのところに戻ったりね。ベテランの保育士さんなので頼もしい。遠足後には自主的に意見交換もされています。



館内のウェルカムスペースや案内表示など、館内の環境整備についても教えてください。

ピクトグラム、映像の試みがあります。トイレ表示だけでなく、「ようこそ!」とか、「こんな絵があり



心をお落ち着けたり、作品の余韻を楽しんだりできるくつろぎのスペース

ますよ」とかね。そのピクトグラムがアニメーションで動きます。日本語の文字と音声以外のコミュニケーション手段を増やしていこうと思っているんです。

「ここは真っ白でうるおいが無いなあ、たとえば花の1本でも生きてくればお迎えの気持ちが伝わるのに」と言ってくれたのはある聴覚障がい者の方でした。作品など展示物だけで勝負してきたので、ハッとしました。こちらの「いらっしゃい、どなたもどうぞ!」の気持ちを外に向かって示すことは大事なんですね。あたたかみがあって落ち着く木を選んで、くつろぎのロビーを目指しました。



ウェブサイトも工夫されていていらっしゃいますね。3Dで見られる彫刻360度や、学芸員の方が90秒でコンパクトに解説する動画など、ステイホームが求められている今、自宅で楽しめる多彩なコンテンツは嬉しいです。

デジタルミュージアムの試みは、今後も拡大していきたいですね。自宅や施設から出ることが難しい方たちに向けて発信するのは、ユニバーサルミュージアムとして大切な仕事です。合わせて、実物には価値があ

るという考えを伝えることも大事だと考えています。これで予習していただいて、「いつか実物を見に来て下さいね、案内しますから」という見せ方を思案しているところです。

いくつもの活動を並行して行っていることがいいのかもしれませんが、こんな風にコロナ禍で中断することがあっても、再開できそうな分野からまた始めていける。一つのところで得た経験が他に影響を与えたりもしますよね。



「ぴかぴか」「にこにこ」「ちょっとながて」
「ときどきする」「いいにおい」「はじめて」
「あたたかい」など短い言葉が点字とともに書かれている触り心地の良い積み木。作品を見て、自由にその積み木を3つ並べて感想を伝え合う。五感を生かしたみんなで楽しめる『ミツミキ』の作成にも取り組みました。



多様な人々とコミュニケーションを取り、相手の想いを想像し共感する「心のバリアフリー」の推進が求められています。進めていくうえで、何かアドバイスをお願いします。

放っておいたら勝手にユニバーサルな世の中になって行くかといったら、そんなわけはありません。色々なコミュニケーション手段を使う人がいるということ、多くの場所で発信して、確保していかなければと思います。思いやりが大切ですが、それだけではどうしても限界があります。今のこういった大変な世の中では余計に。バリアフリーって自分を含めたみんなに不可欠なんだあってみんなが考え出すように、常識を変化させていくしかないのかもしれないですね。



当局はバリアフリーの推進の他、観光の振興にも注力しています。美術館は文化・芸術の担い手であり、観光的にも重要な施設ですよね。県外の方、外国の方も鑑賞会に参加されることがありますか。

観光客の方も、ボディラングージを使っての鑑賞会など、障がいの有無に関係なく垣根無く開催している鑑賞会に来てくれたりします。外国の方でいうと、大学で学んでいる留学生が参加していますね。就労している方はなかなか難しいかもしれませんが、是非来てほしい。昨年「ハローお気に入りを探そう！」という展示会を開いたんです。やさしい日本語の案内を使って。でも、感染拡大が収まらず、外国人ユーザーから事前に十分な意見を聞くことができなかった。またあらためて取り組んでいきたいです。



段差を無くして緩やかなスロープに改善された出入口。みんなが安心して屋外展示を見に行くことができます。

観光施設として、せっかく大きな公園になっているのだから、より多くの方が来て下さることを目標にしたい。すぐどうにかできるものではないですが、エレベーター設備の改修や気軽に美術館に来られる交通手段が充実すればなおいいのですけれどね。



徳島県立近代美術館の今後のビジョンや課題を聞かせて下さい。



まだ十分に発信できてない分野を強化することからはじめたいですね。オストメイトトイレや筆談器を設置していること、車いす用の駐車場があること、休憩スペースがあることなどをもっとしっかりと伝えたい。12月の展覧会に向けて、初めて来られる方に向けた情報を、ホームページに載せようと準備しているところです。また、感覚過敏の方に向けて、音の静かさや光の眩しさ暗さのマップを作って公表していくことも考えています。その分野の研究者とお話する機会があり、この美術

館をチェックしてもらったら、とても静かだと。つまり響いてしまうので、声をあげてしまう人が困ることになる。お静かにという注意書きを今までしてきましたが、静かすぎることのデメリットも考え始めました。お子さんだけでなく、高齢の人だって耳が遠くてどうしても声が大きくなる。大声をだしてしまうから行けないと思っている人に、「来て楽しんで！」と伝える努力をしなければ。

垣根を超えて話すのは楽しいよという事をもっとアピールしていきたい。美術館は心の活動をするところ。絵を見たり自分の中で感じたり、そうした鑑賞活動の瞬間そこにバリアはない。ユニバーサルミュージアムの取組みを始めた時から、のんびり過ごしてもらえるのが一番だと思っていました。お互いさまでいきませんかと気軽に言えるようになるのが目標です。その考えを見える化することがやはり大事。色んな立場の人に色んな方法で美術鑑賞をやらしてもらおうという姿勢を積極的に示していきたい。美術館にはまだまだ可能性がありますよ。

インタビューを終えて

現在、徳島県立近代美術館のホームページでは、駐車場から展示室までの順路、受付やトイレ、アナウンスの音声など館内の様子が地図や映像で紹介されています。来館前に確認することで不安が和らぎ、鑑賞に集中することが出来そうです。いつもどおりリラックスしてほしいという竹内さんたちの思いが伝わってきます。みんなで同じ作品・同じ時間を共有し感想を伝え合う楽しみ、ゆったりと自分のペースで巡る楽しみ、両方を味わうことができる徳島県立近代美術館は、魅力あふれる場所でした。

インタビュー実施日：令和3年10月14日（木）／聞き手：加藤・廣瀬

第 1 回 面的・一体的なバリアフリー整備のための計画制度

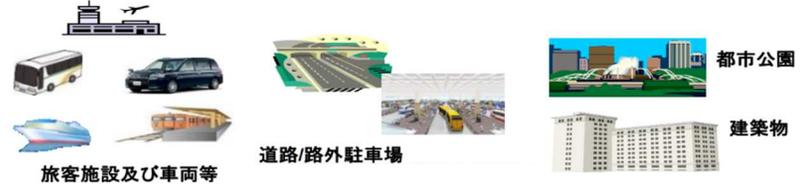
～移動等円滑化促進方針（マスタープラン）と基本構想～

バリアフリー法が定める移動等円滑化の進め方

個別施設の構造や設備のハード的な整備

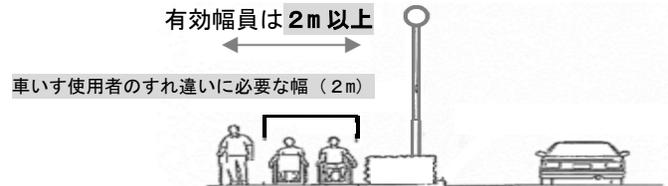
- 対象施設の新設等は移動円滑化基準(国土交通省令)への適合が義務付けられている。なお、既存施設は努力義務とされている。

【移動等円滑化基準適合義務の対象施設】



【移動等円滑化基準（省令）】 道路

特定道路において歩道の拡幅（歩行者が実際に通行できる幅員（有効幅員）を基本とし、**2メートル以上**を連続して確保）、歩車道の段差・勾配の解消等。



- 基本方針において、各施設の整備目標が設定されている。

【令和 3 年度から令和 7 年度の目標】 道路

重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路 約 70%
(平成 30 年度末 6.3%)

※重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約 4,450km が対象

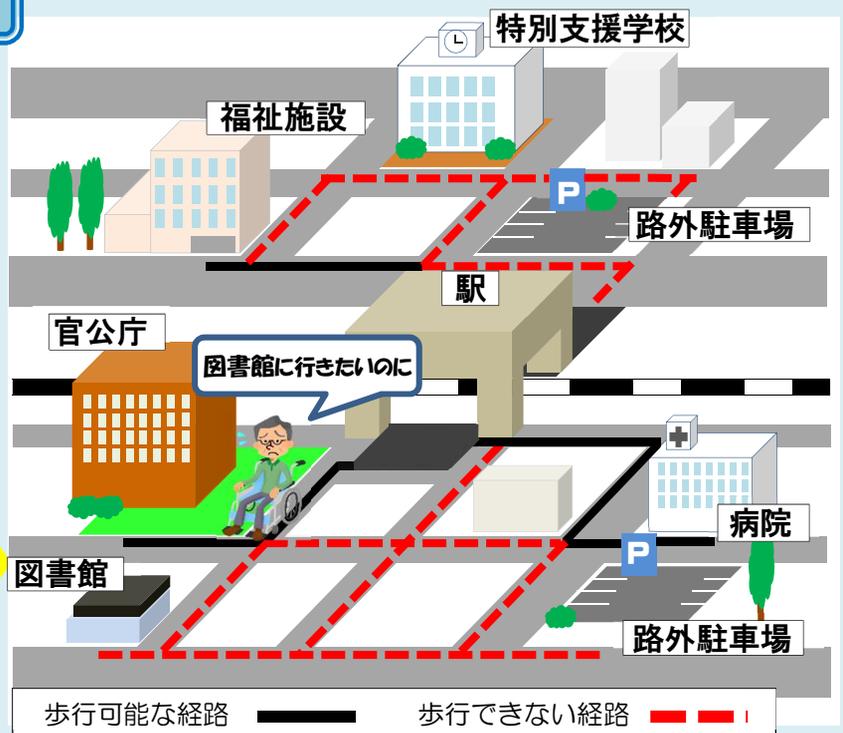
地域内の途切れない歩行のための計画制度の活用

- 右図のような公共施設等の集積する地域において、**市町村**が関係者と連携して、途切れない歩行（施設内の垂直移動及び、車椅子での移動を含む）の確保を推進できるように、2つの計画制度を規定。
 - ・ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）
 - ・ 基本構想

多岐にわたる関係者との調整やリーダーの役割を担えるのは、**市町村**だけ！

無計画にバリアフリー整備を続けても
歩行は途切れることに…。

- 計画は定期的に評価し、必要に応じ見直す。



国民理解の増進、心のバリアフリーの推進

(第 2 回連載に掲載予定)

バリアフリー・バリアフリー化
バリアフリー法
高齢者、障害者等

: 移動等円滑化
: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
: 高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。)

マスタープラン(MP)

: 移動等円滑化促進方針

基本構想

: 移動等円滑化基本構想

生活関連施設

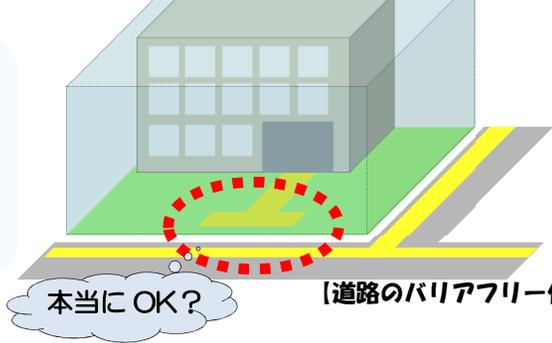
: 相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設

バリアフリー法における計画制度の主な変遷

交通バリアフリー法以前

- ・整備のしやすいところだけの整備が進む。
 - ・道路と建物の間など管理境界のバリアがある。等
- 連続・一体性が欠如し、バリアフリー整備の効果**を発揮していなかった。

【施設のバリアフリー化 OK!】



平成 13 年 交通バリアフリー法制定

基本構想制度

市町村が、駅などの旅客施設及び官公庁等とその周辺の道路、信号機などを一体的にバリアフリー化するための仕組み。

四国内の**基本構想作成**自治体

徳島県	徳島市	平成 17 年 6 月
香川県	高松市	平成 15 年 3 月
	丸亀市	平成 14 年 3 月
愛媛県	松山市	平成 15 年 3 月
	今治市	平成 16 年 3 月
高知県	高知市	平成 15 年 4 月

平成 18 年 バリアフリー法制定

基本構想制度

市町村が**生活関連施設**、**生活関連経路**及びこれらに関する移動等円滑化に関する事項、並びにこれらに関する**特定事業**等を定める。

変更

平成 30 年 バリアフリー法改正

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度

市町村が特定事業、具体的な事業の代わりにバリアフリー化の方針を定める。
生活関連施設である旅客施設や**生活関連経路**である道路等について、行為の届出を行う対象を示す。

創設

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・**基本構想** 【共通】

追加

- ・都市計画だけでなく、各種計画等との連携・整合性を図る。
- ・**基本構想**作成後、概ね 5 年ごとに特定事業等の実施状況について調査、分析、評価を行うよう努め、必要に応じて基本構想を変更する。
- ・市町村によるバリアフリー情報の収集・整理・提供に関する事項を定めることができる。
- ・都道府県は、**移動等円滑化促進方針（マスタープラン）**の作成及びその円滑かつ確実な実施に際して広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。（第二十四条の二第九項）

二つの計画制度

移動等円滑化基本構想

旅客施設を中心とした地区、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**である。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

具体的な事業を位置づけた計画

基本構想の作成が進まなかった要因

具体的な事業に関する調整が難航…

作成のための予算がない…

一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、関係者間で認識が共有され、事業者に事業化に向けた準備期間を設けることができる。

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想の策定に要する調査経費を国の予算により支援。

改修等する場合、事前に届け出ってもらうことで、改修内容を変更する等の要請を行うことなど、施設間の連携を図ることができる。

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

旅客施設を中心とした地区、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものである。具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することができる。

バリアフリー化の方針を示すもの

事例紹介 ～岩手県遠野市バリアフリーマスタープラン<移動等円滑化促進方針>～

【基本理念】
人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして

- 【基本方針】
- 【1】 ともに支え合う心のバリアフリーの推進
 - 【2】 ユニバーサルデザインによる対応
 - 【3】 交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進
 - 【4】 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

・作成期間：約 10 カ月（平成 31 年 4 月～令和 2 年 2 月）

・担当部局：

遠野市	健康福祉部
	産業部
	環境整備部
	市民センター
	教育委員会事務局

・ページ数：44 ページ

第 3 回目連載記事以降にて、詳しく…。

数値目標

バリアフリー法に基づく『移動等円滑化の促進に関する基本方針（告示）』に定める、令和 3 年度から令和 7 年度までの全国の数値目標。

- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成市町村数：約 350 自治体
- 基本構想の作成市町村数：約 450 自治体

四国の作成状況（下表）

	移動等円滑化促進方針（マスタープラン）			基本構想		
	未作成	作成済み	作成率	未作成	作成済み	作成率
徳島県	24	0	0%	23	1	4%
香川県	17	0	0%	15	2	12%
愛媛県	20	0	0%	18	2	10%
高知県	34	0	0%	33	1	3%
四国	95	0	0%	89	6	6%

ちなみに四国内の、
移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を作成している自治体数は0（ゼロ）！

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）や基本構想の作成をきっかけとして、
誰もが暮らしやすいまちにしていきたい。

To Be Continued...

第2回連載記事では、心のバリアフリーを詳しく解説します。

✎ バリアフリー出前講座 実施します！～みんなでいっしょに学びませんか～

【申し込み注意事項】

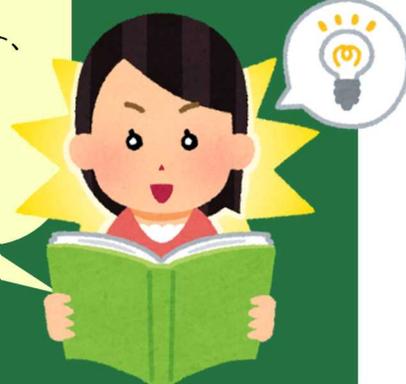
- 出前範囲は四国地方整備局及び四国運輸局管内です。
(業務都合により範囲を限定する場合があります。)
- 申し込みは1ヶ月前までをお願いします。
- 講師への謝礼は不要です。
(講師派遣の交通費等(旅費)については、依頼者側で実費負担をお願いします。)
- 営利を目的とする場合や出前講座の趣旨に適しないと認められる場合は対象外とさせていただきます。その他については、出前講座HPをご覧ください
(<http://www.skr.mlit.go.jp/kaisai/demae/demae.html>)

～実施中の講座～

- マスタープラン、基本構想の作成
内容：計画作成の意義、メリットについての説明、作成支援
対象：市町村担当者
- バリアフリーマップの作成
内容：マップ作成の意義、メリット、支援について説明
対象：市町村担当者、一般等

受講料無料

講師が伺います
(オンラインも可)



<問い合わせ先>

四国地方整備局 企画課	TEL：087-811-8308（代表）
四国運輸局 バリアフリー推進課	TEL：087-802-6727（代表）

高齢者障害者等用施設等の適正利用マナー啓発キャンペーン

広いスペースの バリアフリートイレを 必要としている方が困っています。

必要のない方は一般トイレをご利用ください。

改正バリアフリー法では、新たにバリアフリートイレを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和 3 年 4 月施行)。

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正なトイレを総称して「バリアフリートイレ」と表記しています。

国土交通省

みんなで知ろう！バリアフリートイレのこと

▶バリアフリートイレとは、次のような方々に使われるトイレの総称です。

車椅子使用者 <ul style="list-style-type: none"> 車椅子を回転できる広いスペースが必要 便器に移乗するために手すりを使用 おむつ交換などの介助や衣類の脱着に大型ベッドを使用 	発達障害など同伴が必要な人 <ul style="list-style-type: none"> 異性が同伴で入れるトイレが必要 見た目はわからなくても介助が必要
乳幼児連れの人 <ul style="list-style-type: none"> ベビーカーが入るために広いスペースが必要 子供を産ませるためにベビースタイルを使用 おむつ替えをするために着替え台やおむつ交換台を使用 	オストメイト(人工肛門等保有者) <ul style="list-style-type: none"> パウチ(便をためておく器具)から排泄するために汚物流しを使用

▶こんな困りことがあります。

バリアフリートイレが本来必要のない人によって使用されていると、こじか使えない車椅子使用者などが困ってしまいます。

- 男女共用のバリアフリートイレしか使えない人もいます。
- トイレ内の開閉ボタンを押して外に出ると、施設されて外から開けられなくなってしまうことがあります。
- 大型ベッドやおむつ交換台がたまたまにない、車椅子使用者などが入りできないことがあります。

▶機能分散が進められています。

車椅子使用者トイレへの利用集中を避けるため、オストメイト対応設備が必要な方や乳幼児連れの方のための設備を一般トイレ内へ分散させる取組が徐々に進んでいます。

(トイレの機能分散化の整備事例)

オストメイト対応設備 (提供: 東京都)

乳幼児連れ対応設備 (提供: 大阪府の高槻市(株))

発行: 国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111

ここが必要ですよ。

車椅子使用者は、クルマの乗り降りに広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は一般区画に駐車しましょう。

改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和 3 年 4 月施行)。

国土交通省

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の取組

車椅子使用者等、乗降時に幅 3.5m の区画が必要な人が対象です。

車椅子使用者用駐車施設とは

- 車椅子使用者用駐車施設とは、バリアフリー法において設置が義務付けられた幅の広い(3.5m以上)区画です。
- 車椅子使用者等は、乗降時に車椅子を置く必要がありますが、幅の広い区画でないと乗降ができません。

このようなデザインの区画には、一般の方をはじめとする幅の広い区画を必要としない方は駐車しないようにしましょう!!

こんな困りことがあります

- 幅の広い区画がないと駐車しても乗り降りできない。
- 一般車が停まっていなくても駐車できない。

パーキング・パーミット制度とは

※全国の自治体が独自に設けている制度で、「おんいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証」など名称は異なります。

- 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子使用者用駐車施設や通達設備の専用区画について、条件に該当する乗客が使用できる利用証を交付する制度です。
- 平成 18 年度以降、令和 3 年 7 月 1 日現在で 40 府県 4 市において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められています。
- 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています(一律ではありません)。
- 併行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいますので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い 3.5m 未満の通常の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われています。

以下のような方がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

車椅子使用者、歩行困難者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、高齢者、乳幼児連れの方、ベビーカーマーク

発行: 国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111

座席を必要としている方がいるよ。

改正バリアフリー法では、新たに鉄道等の優先座を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和 3 年 4 月施行)。

国土交通省

エレベーターでしか移動が難しい方がいます。

お先にどうぞ。

改正バリアフリー法では、新たにエレベーターを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和 3 年 4 月施行)。

国土交通省

HPを更新中です！～『バリアフリー』～

概要

マスタープランと基本構想の作成のために必要な情報やその他移動等円滑化（バリアフリー）に関する情報を集約しています。また、こころのバリアフリーとしてソフト的な取組みの紹介や、交通機関等のハード的な取組みの進捗状況を掲載しています。

業務のご案内



知りたい・役立つ情報を一つの場所で確認できる！
より見やすく・読みやすく改善していきます！



随時更新中です。
ご意見等ございましたら、当課まで
ご連絡ください。

みなさんからのご意見・ご投稿をお待ちしています。バリアフリーに関するものならなんでも結構です。
四国運輸局バリアフリー推進課まで、電話またはメールでお寄せください。



〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館4階

電話：087(802)6727

MAIL：skt-syougyouka3012@mlit.go.jp



国土交通省

四国運輸局ホームページも是非ご覧ください

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/>

このニュースは、バリアフリー関係の話題を中心に、四国4県自治体のバリアフリー関係担当部署、交通事業者及び地域のNPOの方にお送りしています。

このニュースの配信につきまして、配信先の追加、変更や停止をご希望される方は、お手数ですが本メールの返信機能でご連絡ください。